

# 島根自然保護協会規約

平成元年9月23日 制定  
平成4年9月23日 一部改正  
(第14条、第18条)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、島根自然保護協会という。

(事務局)

第2条 この会は事務所を当分の間別に定めるところにおく。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この会は島根の自然を調査研究して、その歴史上・景観上・学術上の価値を明らかにし、併せて自然環境および生物社会の保全・自然資源の保護育成等広く環境保全・自然保護に努めるとともに、これに関し県民の認識を深め、もって県民の健康と文化の昂揚に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自然に関する調査研究および資料の収集。
- (2) 自然保護思想の普及宣伝のため刊行物の作成・頒布および講演会・野外観察会等の開催。
- (3) 自然保護について関係方面への助言・勧告・要請。
- (4) 自然保護に関する内外諸団体との連絡連携。

(5) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 この会の事業を援助する個人又は団体で理事会において推薦されたもの。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、会費を添えて入会申込書を提出するものとする。

(退会)

第7条 会員で退会しようとするものは退会届を提出するものとする。

(会員の利益)

第8条 会員は機関紙の配布を受け、又これに寄稿することができ、この会が主催する各種催しに優先的に参加できる。

## 第4章 役員および顧問等

(役員の種類)

第9条 この会には次の役員をおく。

会長 1名、副会長 2名、理事 若干名、  
運営委員 若干名、監事 2名

(役員の選出)

第10条 役員は、総会でこれを選出する。但し、運営委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務権限)

第11条 役員の職務権限は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会の業務を総括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織して、本会運営に関する重要事項を審議する。
- (4) 監事は会務および会計を監査する。
- (5) 運営委員会は会務に従事する。

(役員の任期)

第12条 この会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問及び参与)

第13条 この会に名誉会長、名誉会員、顧問及び参与をおくことができる。顧問及び参与は会長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## 第5章 会 議

(会議の種類、招集及び議長)

第14条 この会の会議は総会及び理事会とし、会長がこれを招集して、その議長となる。

通常総会は年1回会計年度終了以後に会長が招集するほか、理事会が必要と認めるとき及び会員総数の五分の一以上の請求があったときは臨時総会を招集することができる。

(会議の議決)

第15条 総会の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会提出事項)

第16条 次の事項は総会に提出して、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) その他理事会において必要と認められた事項

## 第6章 会 計

(費用の支出)

第17条 この会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

## 第7章 雑 則

(地区自然保護団体)

第19条 この会は第3条の目的を達成するために、県内各地区の自然保護団体設立に協力しこれを支援する。

(規約の変更)

第20条 この規約は、理事会及び総会において、おのおの出席者の四分の三以上の議決を経なければ変更することができない。

## 附 則

この会の事務局は、当分の間  
出雲市小山町457番地5 野津登美子方  
におく。